NO．５５（通号 146 号）
平成２４年１０月号

メルマガ

くらしのフレッシュ便

相談ファイル

（ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても，個々の契約等の状況などが異なれば，解決内容も違ってきます。）

～姓名判断などで悩みを聞き出し高額な印鑑などを売る訪問販売～

≪相談内容≫

　突然，家に男女の業者が訪問してきて，「姓名判断をしてあげます。」と切り出してきた。名前と生年月日を伝えると，書面に名前や画数を書いて説明してくれた。「何か悩みがあるのではないか？」と言われて，４０歳代の息子が結婚できないでいることを言うと，息子の名前で姓名判断をしてくれた。説明のあと，「開運鑑定付きの実印をつくれば，息子さんは必ず結婚できる」と説得され，息子が結婚できるならと１５万円の印鑑を購入した。しかし，よく考えると高額なので解約したい。（７０歳代，女性）

≪アドバイス≫

　相談者には開運商法について説明しました。この契約について経緯・問題点を書いた契約解除通知書を相談者から業者に送付した結果，業者が無条件で解約に応じることになりました。

　人の弱みや不安を聞きだして，「運が開ける」とか「先祖の因縁を絶つため」と言って，高額な印鑑や仏具などを勧めたり，さらに祈祷料などの名目でお金を請求する商法は，「開運商法」「霊感商法」と呼ばれています。この業者のように販売目的を隠して訪問し，勧誘をはじめたり，「買えば必ず結婚できる」などの事実ではないことを言って勧誘することは法律で禁止されています。

　この業者は広島県と岡山県の両県で違反行為を繰り返していたため，両県で連携して行政処分に向けた調査を行い，今年９月に中国地方では初めて，複数県が連携して行政処分（業務停止命令６ヶ月）を実施しました※。消費者トラブルは泣き寝入りしないで，お近くの市町や県の消費生活相談窓口に相談しましょう。苦情相談が多く寄せられる業者には，国や県が指導を行うこともあります。また，その業者が指導後にも，悪質な販売を続けて，さらに相談が寄せられる場合は，国や県が処分することにもなります。

※詳細は県ホームページで御確認ください。↓

　http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/tokusyouhouihann.html

生活情報ファイル

車のパワーウインドウによる事故

　秋の行楽シーズンに家族でドライブをされる方も多いでしょう。しかし，車のパワーウインドウに子どもが指を挟んで，切断したり骨折したりする事故が依然起きています。

【事故を防ぐために】

①パワーウインドウの操作は必ず安全確認をしてから行いましょう

　同乗者の状況を確認しないでパワーウインドウを操作したためにけがを負う場合があります。

②低年齢の子どもには，パワーウインドウを操作させないこと。また，子どもが同乗する際は，パワーウインドウのロックスイッチを活用しましょう

　けがを負った年齢は，１０歳未満と低年齢の子どもが圧倒的に多くなっています。また，子どもが自分で操作したために事故にあった事例も報告されています。

③パワーウインドウの操作によっては，挟み込み防止機能が働かない場合もあるので，取扱説明書で操作をよく理解しましょう。

　挟み込み防止機能が装備されていても，スイッチを引き続けるとウインドウが反転せず，挟まれてしまう銘柄もありました。指を挟んだ際に挟み込み機能が働かなかった事例もみられます。

④購入の際は，全席に挟み込み防止機能が装備されているか検討しましょう。

　挟み込み防止機能はほとんどの乗用車に装備されていますが，車種やグレードによって装備状況が異なります。挟み込み防止機能は安全性の観点から有効ですから，乗用車を購入する際は装備状況を検討するとよいでしょう。

【参考】（独）国民生活センターＨＰ　http://www.kokusen.go.jp/kiken/pdf/309dl_kiken.pdf

試してみよう，消費者力！第７回（平成２４年度）

Q　改正貸金業法（2010 年施行）について記述した文のうち，正しいものを選びなさい
　1　みなし弁済規定が廃止され，グレーゾーン金利の撤廃は見送られた。
　2　貸金業法の上限金利が，利息制限法の年利１５～２０%に引き下げられ，これを超える部分は無効とされた。。
　3　住宅ローンを含む総借入残高が年収の３分の１を超える貸し付けが原則禁止された。
　4　収入のある配偶者がいれば，専業主婦の借り入れも可能になった。

【第８回消費者力検定（平成 23 年度実施）一般コースから】

くらしのまめちしき

消費者のつどい　２０１２　開催

わかっているのにだまされるのはなぜ？
～消費者心理につけこんだ悪質商法にあわないために～

内 容

消費者団体の日ごろの活動成果の発表や，講演会を通じて，消費者問題について皆さんと考える「消費者のつどい」を開催します。

【と　き】　平成２４年１１月７日（水）１３：００～１５：３０
（開場１２：４０）

【ところ】　鯉城会館　５階　サファイア
（広島市中区大手町１－５－３）

入場無料
（事前申込）
定員２００名

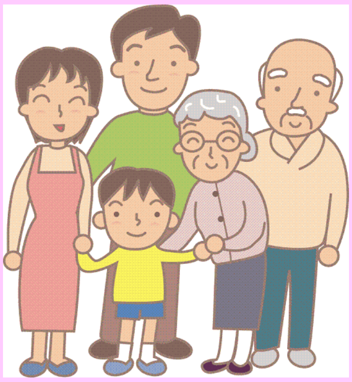

【第１部　消費者団体の活動報告】
○広島県消費者団体連絡協議会
○廿日市市消費者協会

【第２部　講演】「わかっているのにだまされるのはなぜ？」
講師　村　千鶴子 さん

＜講師プロフィール＞
消費者保護・消費者法について，万人にわかりやすく解説する消費者問題に取り組む弁護士。1976 年，名古屋大学卒業。96 年から現在まで日本弁護士連合会消費者問題対策委員会員。国民生活センター消費者判例評価検討委員会委員など社会活動にも精力的に取り組んでいる。著書に「これで安心だまされない！３５のＱ＆Ａ」「特定商取引法のことならこの１冊」など多数。

［申し込み方法］　ハガキ，電話，FAX，メールのいずれかの方法でお申し込みください。
（詳細は下記の問い合わせ先に問い合わせるか，ホームページを御確認ください。）
［申込先・問い合わせ先］　広島県環境県民局消費生活課／電話　082-513-2730, FAX　082-223-6121
［ホームページアドレス］　http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/tsudoi.html
［主　　　　催］　広島県・広島県消費者団体連絡協議会

「試してみよう，消費者力！第７回」解答と解説⇒改正貸金業法では，みなし弁済規定の廃止とグレーゾーン金利の撤廃が行われ，貸金業者の上限金利が，利息制限法の年利１５～２０%に引き下げられ，これを超える部分は無効となった。総借入残高が年収の３分の１を超える貸し付けが原則禁止されたが，住宅ローンや自動車ローンは総量規制の対象外である。専業主婦の借り入れには，収入のある配偶者の同意書が必要である。（正解－２）

発行元：広島県生活センター　(環境県民局　消費生活課)
〒730-8511　広島市中区基町 10-52　県庁農林庁舎１階　TEL 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）
〒73X-XXXX　●●市（町）　●●市役所（町役場）○階　TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は，市町広報紙用原稿として発行していますが，チラシ（A４判）としても使用できます。